

男鹿市地域ケア会議設置要綱

(設置)

第1条 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの実現のため、多職種協働のもと個別ケース課題の検討を行い、その積み重ねを通し、関係者の課題解決力の向上や地域包括支援ネットワークの構築を進め、地域課題発見、地域づくり資源開発及び政策形成を図ることを目的とし、男鹿市地域ケア会議(以下「地域ケア会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 地域ケア会議は、次に掲げる事項を行う。

(1) 個別課題の解決

多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することによって、高齢者の課題解決を支援するとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める(「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第38号)第13条第18号の2の規定により届け出られた居宅サービス計画に関する事項の検討を含む。)

(2) 地域包括支援ネットワークの構築

地域の関係機関等の相互の連携を高め地域包括支援ネットワークを構築する。

(3) 地域課題の発見

個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を浮き彫りにする。

(4) 地域づくり・資源開発

インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、地域で必要な資源を開発する。

(5) 政策の形成

地域に必要な取組みを明らかにし、政策を提言していく。

(6) 老人ホーム入所措置の要否判定

老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条の規定に基づく老人ホーム入所措置の要否判定を行う。

(組織)

第3条 地域ケア会議の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し又は任命する。

(1) 医療関係者

(2) 民生委員・児童委員

(3) 介護関係施設職員

(4) 介護支援専門員

(5) 社会福祉協議会職員

(6) 在宅介護支援センター職員

(7) 関係行政機関職員

- (8) 認知症地域支援推進員
- (9) 地域包括支援センター職員
- (10) その他必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 地域ケア会議に座長を置き、会議の都度、出席者の互選により定める。

2 座長は、会務を総理し、その進行を行う。

(庶務)

第6条 地域ケア会議の庶務は、地域包括支援センターにおいて処理する。

(会議)

第7条 地域ケア会議に、個別会議及び地域ケア推進会議を設ける。

2 個別会議は、第2条第1号から第3号までに規定する事項について検討するものとし、地域包括支援センター所長が招集する。

3 地域ケア推進会議は、第2条第4号及び第5号に規定する事項について検討するものとし、市長が招集する。

4 地域包括支援センター所長は、必要があると認めるときは、地域ケア会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 地域ケア会議の委員及び会議に出席を求められた者は、地域ケア会議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、地域ケア会議の運営に必要な事項は、地域ケア会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に地域ケア会議の委員に委嘱し又は任命された者の身分はなお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。